

第4回

(令和3年4月9日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年4月9日（金）午前9時30分から午前10時27分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第15号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第16号案 農地法第4条の規定による許可申請について

議第17号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第18号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第19号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、10番・1番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

議長 ないようですので、議事の審議に入ります。

議長 議第15号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第15号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番から3番について7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）経営面

積は、121a、田 107a、畑 14a。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：500m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：交換のためありません。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：田植機、軽トラック、運搬車を所有。8 番（取得農地の利用計画）：野菜です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7 番（調査番号 2、3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 2 人（稼働力 1 人）従業員、臨時雇用労働者が 20 人です。経営面積は、40a、畑 40a です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：1.5 km。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：2 番は 20 万円、3 番は 30 万円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、トラックを所有。8 番（取得農地の利用計画）：稲作を予定しています。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号 4 番について 4 番委員から調査報告をお願いします。

4 番（調査番号 4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 2 人（稼働力 2 人）経営面積は、54a、田 3a、畑 51a、田は水稻、畑はさといも野菜等です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：500m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：10a あたり 20 万円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラック、草払機等を所有、作業は委託されております。8 番（取得農地の利用計画）：柿が植栽されており管理していくとのことでした。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号 5 番について 9 番委員から調査報告をお願いします。

9 番（調査番号 5）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 8 人（稼働力 4 人）。経営面積は、367a、田 345a、畑 22a、田は水稻 31a、他は飼料作物です。畑は全部飼料作物です。畜産農家で成牛 35 頭、育成牛 20 頭、子牛 10 頭です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：約 1 km で約 5 分。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：1 m²

当たり 5000 円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、トラック、田植機ほか農作業、酪農に必要な機械を所有。8 番（取得農地の利用計画）：耕作地への通路として利用。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議長 調査番号 6 番について 3 番委員から調査報告をお願いします。
- 3 番 （調査番号 6）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。法人で役員 2 人、従業員 5 人。経営面積は、91,868 m²、田 54,823 m²、畑 37,045 m²、すべて飼料作物です。畜産でホルス成牛 400 頭、育成牛 150 頭、繁殖黒毛和種 15 頭、子牛 10 頭、F1 の子牛 50 頭、ホルス子牛が 80 頭です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：約 3 km で約 5 分。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：10a 当たり 20 万円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：飼料作に関する機械はすべて揃えてあります。8 番（取得農地の利用計画）：飼料作です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議長 調査番号 7、8 番について 1 番委員から調査報告をお願いします。
- 1 番 （調査番号 7）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 1 人（稼働力 1 人）経営面積は、176a、田 176a、水稲 150a、残りは災害のため復旧見込みがまだわからないとのことでした。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：2 km。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：8 番と 7 番が交換で面積差の 400 m²を 17 万円で購入。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：コンバイン、トラクター、水稲に関する農機具一式です。8 番（取得農地の利用計画）：水稲です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 1 番 （調査番号 8）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 5 人（稼働力 2 人）経営面積は、827a、畑 790a、樹園地です。球磨緑地の経営者です。水稲 30a。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：家のそばで 0m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：

8番と7番が交換で0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、管理機、樹園に関するトラックショベルを所有。8番(取得農地の利用計画):樹園地で木は植栽されております。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

事務局 補足説明です。種苗園であり植栽されている植物は木ですが、農業という取り扱いになっております。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

6番 調査番号1番と6番ですが、1番の交換の申請物件があがっていない理由、6番が10アール当たり20円ですが、田、畑関係なく20円なのか質問します。

事務局 1番の交換は、かなり昔交換されて、交換相手は既に登記をされていて、登記完了されておりましたが、1番譲受人は、親の代だと思いますが、交換されていて登記が終っておりませんでしたので、新たに許可をとって登記をしたいということで、今回の申請になりました。

3番 すべて10アール当たり20万円となっております。

議長 他に、質問のある方は挙手の上お願いします。

4番 2、3番について、災害対策で埋め土の予定があるのでしょうか。

7番 現在は、稲作予定で先のことは、聞いておりません。

議長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号7番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号8番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第16号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第16号案農地法第4条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は植林です。理由は、申請人は農地として取得したものの鳥獣害の被害が激しく農作物が収穫できない農地であることから土地の有効活用を考慮して、植林をしたものがあります。事業面積2,965㎡、転用面積が2,965㎡、クヌギ200本、植林面積が湿地を除いた1,632㎡にクヌギが植栽されておりました。4条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：平成20年に完了されております。無断転用で始末書が提出されております。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：東側河川、西側原野、南北は山林で周囲に農地はありません。6番(公衆衛生)問題なし。7番(防除措置)造成はしません。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

申請どおり許可するものとします。

議長 議第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第17号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

7番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は建設条件付き売買予定地です。施設概要は、759㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：1種農地です。2番(着工時期)：許可日からです。3番(資金調達)：借入金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生)町の上下水

道を利用します。雨水については、敷地内に浸透、自然排水します。7番（防除措置）敷地外回りに盛土を行うため、土砂流出がないよう留意します。8番（日照通風）十分注意します。問題が発生した場合は、責任をもって対処します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は350万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び農業用倉庫です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：3年5月10日からです。3番（資金調達）：借入金と自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水は公共上水道を利用、汚水、生活排水については、合併処理浄化槽を設け排水します。雨水については、敷地内に浸透処理、敷地内に雨水升を設置し処理します。7番（防除措置）町道に隣接しており、交通量も多く、造成施工時の土砂流出、土砂運搬等の車両事故に十分注意して行い、土砂流失防止のため防止柵を設ける予定です。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、2筆で166万1000円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について10番委員から調査報告をお願いします。

10 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は倉庫です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：3年5月30日からです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）自然排水にて対応します。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、15万円です。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

申請どおり許可するものとしたします。

議 長 議第18号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第18号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）資料の訂正をお願いします。総会資料作成後に、錦町から計画の変更がありました。所有権移転関係の番号4番については、取り下げにより、計画が削除されましたので、議案からの削除をお願いします。ということで、今回は所有権移転11件、利用権設定が35件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入5件、売渡6件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～35番適格の報告あり）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

それでは、適格といたします。

議 長 議第19号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第19号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1について、西地区より調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1）面積の1686㎡、734㎡ですが、半分が山林になっている状態で、1000㎡余りは、畑として使用できる状態で、現在もイタリアンを作付けされておりました。意見としましては、まだ、非農地にすることは、できないということで決定しましたので報告します。

議 長 調査番号1について、西地区としては、非農地として認めないということでした。

議 長 調査番号2について、一武地区より調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号2）4月6日午後1時30分から一武地区の委員と推進委員で現地確認を行いました。調査結果を報告します。申請地は平成20年8月に申請者が購入し、農作物を作付けして収穫を行う予定でしたが、鳥獣害の被害や低地で湧水のため一部湿地となり、収穫ができなかったということでありました。また、前所有者も被害が大きく作付けを断念されており、長年不作付け地となり、原野及び湿地となっていたものということでありました。現在は、先程の農地法第4条の申請がありましたように、クヌギが植林されており、山林、不作付け地、原野及び湿地になっている状況であります。写真を見てもらいますと、申請地は、クヌギが大きくなって

右側手前の部分が原野になっております。山林の様相を呈しており、周囲の状況から農地に復元し継続して利用することができないものと考えます。以上のことから調査を行った一武地区の委員で協議した結果、非農地と判断できると考えます。以上報告を終わります。

議長 調査番号3について、一武地区より調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号3) 4月6日午後1時30分から一武地区の委員と推進委員で現地確認を行いました。調査結果を報告します。申請地は、急傾斜地の崩落地区で災害に伴い移転された宅地と畑でありました。元宅地の隣地である畑は、写真を見ていただければわかるように、ヨシ草や竹、木が生え繁る状況になっておりました。以上のことから調査を行った一武地区の委員で協議した結果、非農地と判断できると考えます。以上報告を終わります。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

西田推進委員

2番は3筆ありますが、クヌギの木があるのと、筆ごとに分かれているのか、どうなっているのでしょうか。

9 番 現地は、3筆で写真の左奥が2163㎡のうち500㎡が湿地となっております。右側の写真の手前が原野になっておりますが、右側奥の方が1333㎡です。108の原野は現況は田の地目になっておりますが、現況は原野で、茅が植わっておりました。

西田推進委員

先日、西地区で非農地の相談があったところがあり、今回の災害で土砂も崩れていて、隣接する田も作付けしておらず、しかし、一角は稲作をされている場所があったものですから、申請のあった非農地にしたところの隣には稲作をされている農地はなかったのか質問です。

9 番 現地は、この部分だけ、一番低いところで、これ以外には農地はありません。原田川の川の部分です。

議長 採決に入りますが、調査番号1番については、西地区としては、非農地として認めるわけにはいかないということですが、それで、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 西地区の意見どおり、非農地とは認めないということで、お願いします。

議長 それでは、調査番号2、3番については、一武地区より非農地とすることに相当ということでしたが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 1番は、認めない。2番、3番は認めるということで、決定いたします。

議長 報告第4号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 資料の訂正をお願いします。27番の削除をお願いします。議案第18号の農用地利用集積計画の所有権移転の取下げに伴い、合意契約も取下げになっております。

事務局 報告第4号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

津山中間管理事業担当

農地利用集積円滑化事業による賃貸借の更新に伴う契約につきましては、できる限り中間管理機構を通じた契約に推進していただきますようお願いいたします。書類作成と詳しい説明は、私と中村がさせていただきますので、今年度もよろしくお願ひします。

議長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

あっせん委員の担当割をお願いします。

議長 1番、3番を4番委員、西田、古里推進員をお願いします。

2番を8番委員、田浦、石坂推進員をお願いします。

よろしくお願ひします。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月9日

農業委員会会長

10番 農業委員

1番 農業委員
